



2021年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役 古野 孝志
(JASDAQ・コード6347)
問合せ先 総務部部長 山崎 正彦
電話048-798-0222

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月24日開催予定の第61期定時株主総会に、「定款の一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 発行可能株式総数の変更

将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能とするため、定款第5条の発行可能株式総数を8百万株から3千5百万株に変更するものであります。

なお、当社の現在の発行済株式総数は、2,949,175株であり、会社法第113条3項は、発行済株式総数の4倍を超える発行可能株式総数を定めることができないことを定めていますが、当社は、2021年7月1日を効力発生日として1株につき3株の割合をもってする株式分割を行うこととしております。そこで、定款第5条の変更につきましては、附則を設け、当該株式分割の効力が生じることを条件としてその効力を生じるものとし、その効力発生をもってこの附則を定款より削除するものいたします。

(注) 当社は、本日開催の取締役会の決議により、会社法第184条第2項に基づき、上記株式分割に伴い、本議案が否決されることを条件として、発行可能株式総数を8百万株から2千4百万株に変更することを決定しております。

(2) 取締役の員数の変更

今後のさらなる事業拡大を見据えた経営体制の強化充実を図るため、定款第17条（員数および選任）の取締役の員数を5名以内から9名以内に変更するものであります。

(3) 監査役の員数の変更

監査体制の維持、充実を図るため、定款第27条（員数および選任）の監査役の員数を3名以内から5名以内に変更するものであります。

(4) 決議の変更

取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、定款第22条第2項を新設するものであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8百万株</u>とする。</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>5名以内</u>とし、 株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第27条 当社の監査役は<u>3名以内</u>とし、 株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(決議)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3千5百万株</u>とする。</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>9名以内</u>とし、 株主総会において選任する。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第27条 当社の監査役は<u>5名以内</u>とし、 株主総会において選任する。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(決議)</p> <p>第22条 (現行のとおり)</p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p><u>附則 第5条 (発行可能株式総数) の変更は、2021年5月24日に決定した1株につき3株の割合をもってする株式分割の効力発生を条件として効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>本附則は、同条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月24日

定款変更の効力発生日 2021年6月24日

以上